

[事案 2020-195] 契約解除無効等請求

・令和3年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、死亡保険金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効および死亡保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者が特発性間質性肺炎により死亡したため、平成30年4月に配偶者を被保険者として契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき、死亡保険金を請求したところ、告知義務違反があったとして契約は解除され、死亡保険金も支払われなかったが、以下等の理由により、解除を取り消して、死亡保険金を支払ってほしい。それが認められない場合には、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対して、配偶者が間質性肺炎で入院していたことを伝えたいと、入れる保険がないかを相談した。
- (2) 本契約は配偶者が理解できないような内容であり、募集人も配偶者が理解できていないことを認識していた。
- (3) 入院日額の給付金額と保険料に関する説明しか受けていない。
- (4) 募集人は、意向把握等を行っていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知にあたり、申立人および配偶者から、被保険者である配偶者の傷病およびこれにもとづく入通院に関する情報を告げられたことはない。
- (2) 医師から入院の勧めを受けたうえで入院していることから、告知に際して、申立人に重過失があったことは明らかである。
- (3) 告知義務について、注意喚起情報を用いて説明している。
- (4) 申立人同席のもと、被保険者と複数回面談し、パンフレット等を用いて契約内容を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の事情を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。